

令和5年12月27日

お客様 各位

熊本都市バス株式会社

路線移譲に伴う経過措置（特別乗継定期券）終了のお知らせ

平素より熊本都市バスをご利用くださりありがとうございます。

2021年4月に行いました産交バスと熊本都市バス間の路線移譲により、乗継が必要となった定期券をご利用のお客様に対しまして、経過措置として同社間での乗継とみなし、特別に定期券額を算出しご購入いただいておりますが、下記のとおり2024年3月をもちまして、当経過措置を終了させていただきます。併いまして、熊本都市バスでは他社乗継定期券の取扱いをおこなっておらず、ご購入場所が変更となりますのでご注意ください。

大変恐れ入りますが、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 経過措置内容

2021年4月以前に直通路線があった、又は同社間での乗継が可能であった①と②の乗継定期券を、同社間での乗継定期券とみなし、特別に定期券金額を算出していたもの。

- ① 京町・富尾団地線 + 熊本都市バス（上熊本方面、小峯・県庁方面）
- ② 東西線 + 産交バス（熊本駅方面）

2. 経過措置終了日

2024年3月31日

3. 経過措置終了後の乗継定期券計算方法

2024年4月より、上記①と②の乗継定期券額は、現行の他社乗継定期券と同様に算出いたします。

基準運賃に応じた定期券額

※基準運賃 = (運賃+運賃) × 0.9

#### 4, 経過措置終了後の他社乗継定期券のご購入について

##### **【販売窓口】 産交バスサービスセンター（サクラマチ2F バス案内所）**

※熊本都市バスでは、自社の運行するバス停間の乗継定期のみご購入になれます。

2024年4月以降、現在ご利用いただいている特別乗継定期券に有効期限が残っている状態で継続をご希望されますと、新規購入が必要になり、一度デポジット代 500 円を別途お支払いいただく必要がございます。なお、特別乗継定期券の有効期限終了後に、IC カードを窓口にご持参いただきますと、デポジット代 500 円は返金させていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

以上